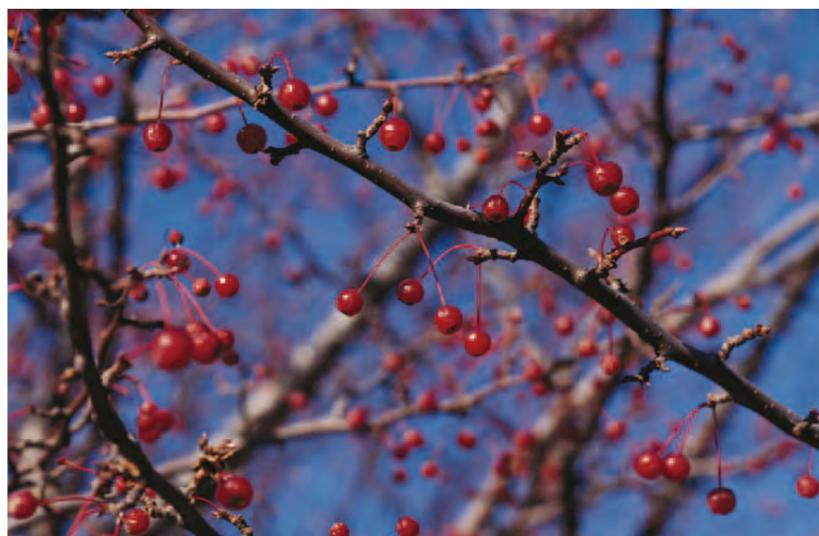


## 謹んで新春を お慶び申し上げます



2014年

### 目次

年頭のご挨拶 丹澤忠義会長	2
同 警察庁 和田交通企画課長	3
同 国土交通省 瓦林旅客課長	4
運転代行事務・権限、運輸支局から都道府県に委譲へ	5
消費税、4月から8%へ	5
公益事業の進捗状況	6
最新情報はホームページから	8

### 年頭のご挨拶



会長 丹澤 忠義

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
会員の皆様におかれましては、日頃より当協会の運営にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて昨年は、現政権による一連の経済対策が効果をあげ、12月の月例経済報告ではデフレ状況から脱却したとして、さらに完全脱却に向けて一層の景気改善に努めるとの方針が打ち出されました。しかしながら、4月からの消費税引き上げもあり、必ずしも楽観視できず更なる積極的経済対策の推進が望まれるところであります。

運転代行業界においては、長引く不況下における売り上げの落ち込みからやや回復したとはいえ、依然として採算を無視した低料金営業、白タク類似行為、損害賠償無措置営業などの横行が見られることは誠に遺憾であり、行政に対して違法行為への取り締まり強化を訴えるとともに、業界としても健全化への自助努力に業界一丸となって取り組むべきと存じます。

その手始めとして、昨年7月から「優良運転代行業者評価制度」に着手、これを業界健全化への第一歩といたしました。この制度は、警察庁・国土交通省が一昨年発表した運転代行業健全化対策の一つとして、運転代行業界として取り組むべきものとして示唆された施策を協会が具現化したものです。この制度は、業界を代表する当協会と運転代行振興機構の二つの公益法人が協力して、第三者機関である優良運転代行業者評価認定委員会を立ち上げ、委員会は制度の公平性を保つために運営の責任を担いました。

この制度に対し、心ある運転代行業者の皆様のご賛同をいただき、その結果、厳正な審査を経て、昨年末には480余社の優良運転代行業者が全国に誕生いたしました。今後はこれらの優良運転代行業者が地域における業界健全化への推進役となって活動していただくことを切望する次第です。

業界が生まれて約50年、運転代行業法が制定されて10余年が経過しましたが、今日に至る運転代行業界の動向をみるに、この際、業界の現状を正しく把握し、飲酒運転根絶の受け皿としての業界のあるべき姿の構築に向けて、業界自身が真剣に取り組むべき時期であると確信いたします。また、この役割は、業界唯一の公益社団法人である当協会が率先して担うべきものと考えます。

当協会が取り組む公益事業の主体は、交通安全講習会と飲酒運転根絶キャンペーン街頭活動の実施であり、本年も継続して全国各地で積極的に推進してまいります。理事、支部長各位をはじめ会員の皆様の一層のご協力をお願いする次第です。

本年が、会員の皆様にとって輝かしい年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 年頭のご挨拶

警察庁交通局  
交通企画課長 和田 昭夫



謹んで新年の挨拶を申し上げます。

公益社団法人全国運転代行協会の会員の皆様方には、平素から交通警察行政各般にわたり、深い御理解と御支援をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年中の交通事故情勢につきましては、官民一体となって交通事故防止対策に取り組んだ結果、死者数が4,373人で、5年連続の4千人台、13年連続の減少となりました。

また、発生件数及び負傷者数も9年連続して減少となりました。

これも皆様方を始めとする、関係各位の御尽力のたまものであると改めて感謝する次第であります。

しかしながら、個々の交通事故事件に目を向けてみますと、交通事故死者数の約半数を65歳以上の高齢者が占め、ますますその割合が高まっているほか、いまだ飲酒運転等の悪質違反に起因する交通事故によって多くの尊い命が犠牲となるなど、決して予断を許さない情勢にあります。

こうした情勢を踏まえ、警察といたしましては、交通事故死者数の約半数を占める高齢者への対策を始め、一層の交通死亡事故抑止対策を推進してまいります。

また、昨年6月に成立しました「一定の病気等に係る運転者対策や無免許運転の厳罰化」等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律」につきましても、円滑に施行され、交通事故防止に効果を上げるためには、国民の皆様にご理解をいただくことが必要不可欠であり、ルールを守っていただくよう周知を図っているところです。

もとより、交通死亡事故抑止は、ひとり警察のみで達成できるものではなく、関係機関・団体との緊密な連携による官民一体となった取組みが不可欠であることは申すまでもありません。

とりわけ、自動車運転代行業は、飲酒運転の防止等を通じて交通安全に寄与する事業として、その更なる発展を期待しているところでありますので、皆様には引き続き業務の適正化を積極的に推進し、事業の健全な育成、発展を通じて、安全で快適な交通社会の実現に貢献されますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますの御発展と皆様の御健勝、御多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 年頭のご挨拶

国土交通省自動車局  
旅客課長 瓦林 康人



新年あけましておめでとうございます。

平成26年の新春を迎え、皆様に謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

最近の我が国の経済は、アベノミクスによる景気の緩やかな回復がみられ、デフレ脱却に向け着実に前進していますが、中小企業がほとんどの運輸業界にあっては依然厳しい経営環境にあるものと認識しております。自動車関連の事業に携わっておられる皆様におかれましては、多様化・複雑化する利用者ニーズに対応したサービスを提供するとともに、安全確保や環境保全に対して弛まぬご努力をされておられるところであり、心から敬意を表する次第であります。

改めて申し上げるまでもなく、運転代行業の果たす役割は、飲酒運転撲絶のために大変重要であり、このような観点からも法令遵守の一層の徹底を図っていくことが大きな課題であると認識しています。

国土交通省では、平成24年3月に警察庁と協力して「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」を取りまとめ、白タク行為等の悪質な違法行為の根絶を図るため、随伴車表示のペイント化を義務付けるとともに、白タク行為に係る行政処分基準の強化等を図るための省改正や通達を昨年3月末に施行しました。今後、これらの施行状況について随時フォローアップをしていくこととしています。

また、昨年の臨時国会における『タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法』の成立に際しては、衆・参両院の付帯決議において、運転代行業者による場合も含め、いわゆる白タク行為が行われることがないように、監視・取締りの強化を図ることとされたところであり、皆様におかれましても引き続き法令遵守の徹底をお願いいたします。

一方、運転代行業界が健全な発展と社会的地位の向上を進めていく上では、貴協会において引き続き大きな役割を果たして頂くことが不可欠であると考えています。

貴協会をはじめとする業界が主導して昨年11月に開始した「優良運転代行業者の評価制度」は、法令を遵守し、かつ、良質なサービスを提供している優良運転代行業者を利用者及び飲食店等が選抜できるという優れた取り組みであり、本制度を通じて業界全体の一層の健全化を図られることを期待するとともに、貴協会の今後の活動に大いに期待しているところです。

最後になりましたが、貴協会及び会員の皆様にとって益々のご発展の年となるよう祈念いたしまして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 運転代行事務・権限を国から都道府県に移譲へ

政府は、これまで第一次安倍内閣以来取り組んできた、国から地方自治体への事務・権限の移譲等について見直しを推進することとし、12月20日にこの方針を閣議決定しました。

この見直しについては国土交通省を含む6省48項目が対象となり、自動車運転代行業の業務の適正化に関する

法律に係る事務・権限についても同様に移譲されることとなります。この法律改正を含む48事項を盛り込んだ一括法案が平成26年の通常国会において成立すれば、国と地方自治体との調整が行われたものから順次移譲されることとなります。ただし運転代行業法をはじめとする関係法令の策定等は引き続き国土交通省が行います。

### 事務・権限の移譲の内容

これまで国が行っていた、都道府県公安委員会による代行業者の認定又は認定拒否及び認定の取消に係る協議・同意、約款の届出の受理、報告徴収及び立入検査、営業の停止命令の要請等の事務権限は、都道府県が行うこととなる。(なお、標準代行業約款の策定については引き続き国が行う)。

#### 【移譲される事務・権限】

- 都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意(5条4項)
- 都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意(7条2項)
- 都道府県公安委員会からの変更の届出の通知(8条2項)
- 都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知(9条3項)
- 自動車運転代行業者による自動車運転代行業約款の届出(13条3項)
- 自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査(21条2項)
- 都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知(22条1項)
- 自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知(22条2項)
- 都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る要請、事前の協議・同意(23条2項及び3項)
- 都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意(24条2項)

### 事務・権限の移譲後の自動車運転代行業の適正な運営の確保

事務・権限の移譲後においても、国は基準の策定や必要な関与等を通じて、都道府県の事務の適切な執行を担保し、業務の適正な運営の確保及び利用者の保護に万全を期すこととする。

#### 【自動車運転代行業の業務の適正な運営の確保のための措置】

- (1) 遵守事項等の基準は引き続き国が策定
  - 事務・権限の移譲後においても、事業者の遵守事項等の基準(例:営業停止等の基準、標準代行業約款、随伴用自動車のペンキ等による表示義務など)については、引き続き国土交通省が策定することとし、都道府県は、国が策定した基準に基づいて、地方運輸局に代わって監督等を行うこととする。
- (2) 都道府県の適切な事務執行を国が確保
  - 都道府県に対し、助言、資料の提出の要求、是正の要求等の必要な関与により、移譲後の事務の適切な執行を担保することとする。

## 4月1日から消費税が8%に引き上げられます。

- 平成24年\*の課税売上高が1,000万円を超えた場合、平成26年は課税対象者となります。\*個人事業者は平成24年1月1日~12月31日  
法人(3月末決算)は平成24年4月1日~平成25年3月31日
- 平成24年の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、平成26年の消費税の納税義務が免除されます。消費税の転嫁(上乗せ)は行われません。
- 詳しくは、先月お送りしたJDAニュース97号(前号)に同封した「消費税の円滑かつ適正な転嫁のために」か、最寄りの税務署にお問い合わせください。



## 平成25年下期も、協会公益事業を全国各地で活発に実施!

### 交通安全講習会

#### 神奈川県

#### 協会神奈川県支部で安全講習会

行政の参加を得て、充実した内容のもとで開催

去る11月11日、横浜市横浜情報文化センターにおいて協会神奈川県支部(霜鳥支部長)と神奈川県運転代行協会(田中会長)との共催で、運転代行業安全講習会が開催されました。

主催者側の挨拶に続いて、神奈川県警察本部交通部の高橋警部補、神奈川運輸支局の協専門官からそれぞれ県内運転代行業界の現状や問題点、運転代行業法令改正にあたっていかに適正化に努めるか、等について熱のこもった講演がなされました。



#### 滋賀県

#### 第5回運転代行安全講習会開催

協会滋賀県支部と運転代行協会・滋賀が共催

11月16日、運転免許センターにおいて協会滋賀県支部(辻支部長)では運転代行協会・滋賀(日裏会長)と連携して第5回滋賀県運転代行安全講習会を開催しました。

この講習会は、滋賀県警察本部と滋賀運輸支局の全面的な協力のもと、県内運転代行業者に参加を呼びかけ開催の運びとなりました。

講習会は主催者挨拶のあと、県警交通企画課川島課長補佐、生活安全企画課中川警部から、県内の人身事故と飲酒運転事故の推移、青パトの役割等について、続いて滋賀運輸支局の黒田事務官から、随伴車の表示のペイント化、領収書発行、損害賠償措置の書面による説明等について講演がなされました。

続いて協会丹澤会長から、ペイント化に至る省令改正の道のりや、改正後の現状と今後についての講演、最後に協会霜鳥理事(神奈川県支部長)から、日本一代行料金が低いといわれる地域における事業の進め方について参考となる体験談が語られ、実り多い講習会は終了しました。

#### 沖縄県

#### 代行業界の健全化をめざして 運転代行業適正化講習会開催される

県内事業者約100名の参加を得て盛大に

11月27日、沖縄県北の中城村「あやかりの杜」において沖縄県運転代行業適正化講習会が、当協会沖縄県支部(新崎支部長)主催で盛大に開催されました。この講習会は、県内の運転代行業界の健全化を推進するため、行政の協力をいただいて約100人の参加を得て実現したものです。沖縄県警察本部交通企画課の下地課長補佐、沖縄県陸運事務所松山所長、沖縄県県民生活課の島袋主幹の方々にご出席いただき、飲酒運転根絶の受け皿である運転代行の存在意義と行政・自治体・業界が一体となって県内から飲酒運転をなくすための活動に取り組もうとの思いを、こもこも語られました。



### 飲酒運転根絶街頭活動

#### 北海道県

#### 北海道支部と十勝代行連合が合同で 飲酒運転根絶夜間街頭活動を実施

11月19日午後7時から協会北海道支部(樋渡支部長)と十勝地方運転代行連合会(代行連)が合同で、飲酒運転根絶街頭活動を実施しました。(7ページに続く)

十勝地方はすでに厳寒期に入っており、北海道支部帯広ブロック会員8社と代行連12社からなる総勢18人の参加者は防寒着を重ね着して、飲酒運転根絶チラシとポケットティッシュを歩行者、飲食店に配布しました。飲酒運転は残念ながら減少しているとは思わず、今後も行政の協力を得ながら飲酒運転根絶街頭活動を重点的に行う予定です。



### 大分発

#### 「大分県飲酒運転根絶県民大会」県をあげて盛大に開催される

11月20日の午後1時30分から3時15分まで、大分県庁において「大分県飲酒運転根絶県民大会」が盛大に開催されました。今回で7回目となるこの大会に、協会大分県支部（井面支部長）では、大分県警察本部との連携のもとに協賛、飲酒運転根絶と運転代行利用促進を図るノベルティを提供、会場内で配布しました。

なおこの大会には、県内運転代行業者10社のほか協会小森田副会長（熊本県）、長崎県山口支部長、宮崎県木村会員が参加し、大会終了後にのぼり旗をかかげ、飲酒運転根絶街頭活動を行いました。



### 神奈川発

#### 「2013飲酒運転を根絶しよう！県民大会」県をあげて盛大に開催

11月22日午後2時から4時まで、神奈川県交通安全対策協議会主催、(公社)全国運転代行協会の

協力のもと、「2013飲酒運転を根絶しよう！県民大会」が海老名市文化会館で盛大に開催されました。神奈川県からは副知事、安全防災局参事監ほか、県警本部からは相模方面本部長、交通部長、海老名警察署長ほか、海老名市長など約200人の参加を得て、盛大に開催されました。

大会は飲酒事故犠牲者に対する黙とうにはじまり、主催者挨拶、来賓紹介の後、飲酒に関する専門家の講演、結びに飲酒運転根絶宣言を行い大会は終了、その後海老名駅東口に移動して、のぼり旗をかかげ飲酒運転根絶を訴えるノベルティを配布するなどの「飲酒運転を根絶しよう!!」県民キャンペーン街頭活動を行いました。

### 岩手発

#### 岩手県支部、盛岡市飲酒運転撲滅キャンペーンに参加

協会岩手県支部（河内支部長）では、12月6日に盛岡交通安全協会が主催した「飲酒運転撲滅キャンペーン」出陣式に参加、のぼり旗をかかげ、市民に重大事故を招く飲酒運転を決して行わないよう訴えかけました。



### 石川発

#### 年末の交通安全県民運動中に街頭キャンペーン実施

12月11日午前11時から11時30分頃まで、かほく市内のイオンモールかほくにおいて、石川県交通安全推進協議会主催で行われた交通安全県民運動街頭キャンペーンに、協会石川県支部（沖津支部長）が協賛、飲酒運転根絶を訴えるグッズを提供し活動に協力しました。

会場には県警・かほく市のマスコットキャラクターも駆けつけて、交通安全と飲酒運転根絶を参加者に呼び掛け、会場を大いに盛り上げていました。報道各社も関心を示し取材を行っていました。

### 奈良発

#### 奈良県支部、今期も引き続き街頭活動を集中的に実施

##### 12月2日 桜井市

イオン桜井店南側入り口において、協会奈良県支部（山内支部長）は、奈良県警察桜井署主催の交通安全・飲酒運転根絶街頭活動に参加しました。

当日は、桜井警察署から上浪交通課長、桜井市役所から青木主幹、ほか交通安全協会や母の会の皆様が参加されました。協会奈良県支部からは山内支部長はじめ大原会員、辻本会員が参加、約1時間かけて飲酒運転根絶チラシ、ティッシュを配布、和やかな雰囲気のうち終了しました。

なお、11月28日には、奈良県支部として中吉野警察署、宇陀警察署をそれぞれ訪問、協会制作の飲酒運転根絶を訴求したノベルティをお渡しして、街頭活動にお使いいただくようお願いしました。



##### 12月11日 橿原神宮一の鳥居前

12月11日、橿原神宮一の鳥居前において、奈良県警察橿原署が主催し、協会奈良県支部と安全運転協会が協賛して、交通安全街頭活動を実施しました。当日は橿原警察署から池尻交通課長、交通企画課から担当係官、安全運転協会から約10人、協会奈良県支部から山内支部長のほか柳瀬支部長、大原会員、辻本会員がそれぞれ参加しました。

街頭活動の内容は、橿原署員が鳥居前道路を1車線規制し、1台1台に参加者全員でノベルティを手渡し、飲酒運転根絶を訴えました。

##### 12月12日 近鉄生駒駅前

協会奈良県支部では、近鉄生駒駅改札口前で交通安全街頭活動を実施しました。

当日は生駒警察署から中谷交通企画課長、交通企画担当3人、生駒市役所から4人、交通安全協会から約10人の参加をいただき、乗降客に飲酒運転根絶を訴えました。

協会奈良県支部からは、山口支部長をはじめ柳瀬支部長、大原会員、谷口会員、平佐会員、辻本会員、井上さんが参加したほか、いま各地で話題のゆるキャラ「竹丸くん」が加わり、街頭活動は大いに盛り上がりました。



##### 12月20日 吉野上市駅前

暮れも押し迫ったこの日、協会奈良県支部では吉野警察署花坂交通課長ほか交通企画担当4人の参加をいただき、雪が舞い散る悪天候のなか、通行中の車両に飲酒運転根絶を呼び掛けました。



### 協会の最新情報は、ホームページから都道府県別・優良運転代行業者一覧掲載中

警察庁・国土交通省からの通知文書、業界の動向、当協会のさまざまな活動、そして全国各支部における交通安全講習会や飲酒運転根絶街頭活動の実施状況等、最新情報を迅速にお伝えするのが協会

ホームページの役割です。今後もより良いページ作りに努めます。会員の皆様からの情報提供をお待ちしております。本部事務局までどしどしお寄せください。